

バナー広告取扱基準

(目的)

第1条 水戸市及びその周辺地域の観光・コンベンション事業の振興及び活性化を図るため、一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）公式ホームページ「水戸旅」に、協会会員をはじめ、市内を中心とした事業所等から広告を募集し、広く周知するとともに、併せて自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、協会が、公式ホームページ内において指定した位置とする。

(広告の掲載期間、掲載料、規格及び作成)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 広告の掲載期間、掲載料、規格及び作成は、次のとおりとする。

掲載料金

1 枠 (税込)	掲載期間	協会会員（特別価格）	協会会員以外（一般価格）
	1 か月	3,000 円	10,000 円
	3 か月	9,000 円	30,000 円
	6 か月	15,000 円	50,000 円
	12 か月	30,000 円	100,000 円

※ 掲載期間は1か月、3か月、6か月、12か月を単位とする。

※ 申込んだ掲載期間が終了した後も継続してバナー広告の掲載を希望する場合は、再度申込みを要するものとする。

※ バナー広告の作成は、申込時に申出があった場合には、協会が無料で作成する。

規格（1 枠）

縦	64 ピクセル
横	160 ピクセル
形式	JPG, PNG, GIF（アニメーション GIF は不可）

3 広告掲載期間内に、協会の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖期間に応じ、次のとおり掲載期間の延長を行う。

閉鎖した時間	延長する日数
3 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間以上	閉鎖日数

(支払い)

第4条 広告主は、協会の請求に基づき、速やかに前条第2項に掲げる掲載料を支払うものとする。

2 一度支払われた掲載料は、いかなる理由があっても返金しないものとする。

(バナー広告の停止)

第5条 協会は、この公式ホームページの通信において、次の各号に該当する場合は、事前に広告主に連絡することなく、その通信を停止することができる。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合。
- (2) 電気通信設備の保守、または工事上やむを得ない理由が生じた場合。
- (3) 電気通信設備の障害、その他やむを得ない理由が生じた場合。
- (4) 法令による規制、司法命令等が適用された場合。
- (5) 広告主が協会の利益に反する行為を行う恐れがある場合。
- (6) 広告主が本取扱基準のいずれかの条項に違反、または違反する恐れがある場合。

(対象)

第6条 掲載できるバナー広告は、観光・コンベンション及び産業に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 観光・コンベンション事業の品位を損なう恐れがあるもの。
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあるもの。
- (4) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、不快感や誤解を与えたりする恐れがあるもの。
- (5) 実際には動作しない機能を持っていると誤認させるもの。
- (6) 広告内容やその遷移先が協会の公式情報であると誤解させる恐れがあるもの。
- (7) 協会が当該広告の対象を推薦・推奨していると誤解させる恐れがあるもの。
- (8) 反社会的勢力またはその構成員と認められる者が関与しているもの。
- (9) その他、掲載する広告として妥当でないと協会が認めるもの。

(広告掲載の優先)

第7条 連続した期間での掲載の申込があった場合は優先的に掲載を行うものとし、その取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 掲載順位は、継続掲載月数が多い順とする。
- (2) 掲載月数が同一であった場合は、事業者名の50音順での掲載とする。

(広告の掲載希望者の募集)

第8条 バナー広告の募集は、公式ホームページ等で公募する。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、掲載されたバナー広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、協会が定める。

付則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

付則

この基準は、平成19年10月22日から施行する。

付則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

付則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この基準は、令和3年4月22日から施行する。

付則

この基準は、令和8年4月20日から施行する。